十五項から第三十一項まで」に改め、「第三十九条の十二第十四項中」の下に「「同条第七項第二号」とあるのは「法第六十六条の四の三第五項第二号」と、「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一項」と、同条第十六項中「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産国外関連取引につき同項本文の規定を適用したならば法第六十六条の四の三第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が過大となる」と、同項各号中「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一項」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とした額」と、同条第十八項中「につき」とあるのは「とした額につき」と、「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産国外関連取引につき同条第八項本文の規定を適用したならば法第六十六条の四の三第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が過大となる」と、同条第二十項中」を加え、「第五号」を「第六号」に、「同条第十七項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に、「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第六十六条の四の三第五項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

一　有形資産（次号に掲げるものを除く。）

二　現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

第三十九条の十二の四第一項第一号中「租税条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　租税条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者

ロ　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国

第三十九条の十二の四第一項第二号中「居住地国」の下に「（前号ロに掲げるものを除く。）」を加え、同項第三号中「当該居住地国」の下に「（第一号ロに掲げるものを除く。）」を加える。

第三章第八節の三の節名を次のように改める。

第八節の三　支払利子等に係る課税の特例

第三十九条の十三第十七項中「同条第六号に規定する」を削り、同条第二十七項中「法人税法第二条第六号に規定する」及び「法人税法第二条第十三号に規定する」を削る。

第三章第八節の三第二款の款名を次のように改める。

第二款　対象純支払利子等に係る課税の特例

第三十九条の十三の二の見出しを削り、同条第一項中「（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十六条の七第三項」及び「第六十六条の九の三第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第二十三条、第二十三条の二」を削り、「第四十条から第四十一条の二まで」を「第四十一条、第四十一条の二」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「金額」に、「を加算した」を「及び匿名組合契約等（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。以下この項において同じ。）により匿名組合員（匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者をいう。以下この項において同じ。）に分配すべき利益の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算した」に、「第六十六条の五の二第八項」を「第六十六条の五の二第七項」に、「を減算した」を「及び匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を減算した」に改め、同条第二項中「第六十六条の五の二第二項」を「第六十六条の五の二第二項第二号」に改め、同条第三項中「第六十六条の五の二第二項に」を「第六十六条の五の二第二項第二号に」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　当該法人に係る関連者（法第六十六条の五の二第二項第四号に規定する関連者をいう。以下この条において同じ。）が非関連者（同項第五号に規定する非関連者をいう。以下この条において同じ。）に対して当該法人の債務の保証をすることにより、当該非関連者が当該法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該法人が当該関連者に支払う当該債務の保証料

二　当該法人に係る関連者から当該法人に貸し付けられた債券（当該関連者が当該法人の債務の保証をすることにより、非関連者から当該法人に貸し付けられた債券を含む。以下この号において「貸付債券」という。）が、他の非関連者に、担保として提供され、債券現先取引（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引をいう。）で譲渡され、又は現金担保付債券貸借取引（法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取引をいう。）で貸し付けられることにより、当該他の非関連者が当該法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該法人が当該関連者に支払う貸付債券の使用料若しくは当該債務の保証料又は当該非関連者に支払う貸付債券の使用料

第三十九条の十三の二第二十三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「同条第一項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の二第一項」の下に「（対象純支払利子等に係る課税の特例）」を加え、「（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第二十二項中「第六十六条の五の二第九項第一号ロ」を「第六十六条の五の二第八項第一号ロ」に、「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「法第六十六条の五の二第二項に規定する支払利子等をいい、法人税法第百四十二条の五第一項」を「同項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十一項中「第十八項第二号及び第十九項第二号」を「第二十九項第二号及び第三十項第二号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十項を同条第三十一項とし、同条第十九項中「第六十六条の五の二第八項」を「第六十六条の五の二第七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十八項中「第六十六条の五の二第八項」を「第六十六条の五の二第七項」に、「事業年度（以下第二十一項」を「事業年度（以下第三十二項」に改め、同項第一号中「関連者支払利子等の額の合計額」を「対象支払利子等合計額」に改め、同項第二号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額（法第六十六条の五の二第二項第一号に規定する対象支払利子等の額をいう。第三十三項において同じ。）」に、「第二十一項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十七項中「第六十六条の五の二第七項」を「第六十六条の五の二第三項」を「第六十六条の五の二第二項第六号」に、「同条第三項」を「同条第二項第七号」に、「第五項」を「第八項」に、「第六項」を「第十項」に、「係る関連者等」を「係る関連者」に、「「国内関連者」に、「各国内関連者等」を「各国内関連者」に、「非国内関連者等」を「非国内関連者」に、「他の国内関連者等」を「他の国内関連者」に改め、「法第六十六条の五の二第二項に規定する」を削り、「同項に規定する政令で定める」を「第九項の規定により計算した」に、「関連者支払利子等の額をいう。第十八項及び第二十二項において同じ。）の合計